

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に係る預金規定

第1条（適用範囲）

1. この規定における預金とは「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）における預金のことをいいます。
2. この規定は、当座預金規定、新型期日指定定期預金規定、自由満期定期預金規定、取引規定集に定める各預金規定（ただし、外貨預金にかかる預金規定を除く）、およびスターワン取引総合規定に定める各預金規定（ただし、外貨預金、仕組み預金に係る預金規定を除く）に基づく各預金取引について、各預金規定に定める事項に加えて適用されます。

第2条（異動事由）

当行は、この預金について、以下の事由を「休眠預金等活用法」にもとづく異動事由として取り扱います。また、認可を受けた預金等の種類ごとの異動事由は（別紙）のとおりです。

1. 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子の支払に係るものを除きます。）
2. 手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）。
3. 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本項において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限ります。）
 - (1) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (2) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
4. 預金者等からの申し出にもとづく当座入金帳の発行、預金通帳または証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合は除きます。）、繰越もしくは証書と通帳間の形式変更があったこと
5. 預金者等からの申し出にもとづく次に掲げる契約内容または顧客情報の変更があったこと
 - (1) 普通預金と普通預金（決済用）との切替登録
 - (2) 口座移管
6. 預金者等が次に掲げる情報の全部または一部を受領したこと
 - (1) 当行名称およびこの預金を取扱う店舗の名称
 - (2) この預金の種別
 - (3) 口座番号その他預金等の特定に必要な事項
 - (4) この預金の名義人の氏名または名称
 - (5) この預金の元本の額
7. 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB!利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落口座を含む。）について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

第3条（最終異動日等）

1. この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - (1) 当行ウェブサイトに掲載の前条に掲げる異動が最後にあった日
 - (2) 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - (3) 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りです。
 - (4) この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
2. 第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - (1) 預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること 当該期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）
 - (2) 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと 当該事由が生じた期間の満期日
 - ①預金者等の申し出にもとづく一部入出金の事由により預金額に異動があったこと（当行からのこの預金の利子に係わるものを除きます。）
 - ②2015年5月1日以前に預金者等の申し出にもとづく記帳があったこと
 - (3) 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと 当該支払停止が解除された日
 - (4) 強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと 当該手続が終了した日
 - (5) 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていたこと（ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限りです。） 当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日。
 - (6) 総合口座取引規定、スターワン取引総合規定、通帳式定期預金、通帳式通知預金、オンラインデータ伝送サービス利用契約、アンサーサービス利用契約、でんさいサービス利用契約、スターBB!利用契約にもとづく他の預金（スターワン取引総合規定においては仕組み預金、外貨預金を除き、各利用契約においては手数料引落預金口座を含む。）について、前各号に掲げる事由が生じたこと 当該他の預金に係る最終異動日等

第4条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

1. この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。外貨預金、マル優預金は対象外となります。

2. 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
3. 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申し出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
 - (1) この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（この預金の利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと
 - (2) この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。）
 - (3) この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと
 - (4) この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
4. 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
 - (1) 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
 - (2) この預金について、第3項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
 - (3) 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

第5条（通知方法）

この預金について、第3条第1項に掲げる最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所宛てに、ご連絡させていただきます。

第6条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上